

みやかみ会保護者の務め

すべての保護者は、みやかみ会(保護者と教職員の組織体)活動に参加している自覚を持つために、毎年みやかみ会の一役を担うこととする。

また、保護者は児童一人につき原則1回の世話人もしくは委員を務める。

ただし、委員を務めたものは世話人の免除規定には該当しない。また、世話人を1年務めたものは、その対象児童につき、世話人・委員を免除される。兄弟関係については世話人のみ免除される。世話人を2年以上務めたものは、兄弟関係においても世話人・委員を免除される。

詳細は委員会細則参照(宮上小学校ホームページ→みやかみ会→みやかみ会規約)

みやかみ会役務 → 【世話人/学校サポート委員/青少対委員/放課後子ども教室推進委員】

〈役員選出の考え方〉

1 【世話人/委員】選出の基本ルール

- 病気や重度の介護など個人的な事情がある方は、副校長先生に申し出ることができる。
- ひとり親家庭でかつそのひとり親が家計の主な担い手である場合、世話人・委員を免除とする。
(立候補の場合には妨げない。)
- 両親のうち一方(または両方)の母国語が外国語の場合、世話人・各委員会の正副委員長は免除とする。
(立候補の場合には妨げない。)ただし、特に配慮が必要な(電話でのコミュニケーションが難しいなどの)場合、役員対象となるかは各学年の総意にゆだねる。
- 任期は1年とする。
- 立候補の場合は、いずれの制約もかからないものとする。

2 【放課後子ども教室推進委員】選出の基本ルール

- 放課後子ども教室推進委員(以下、放課後推進委員という)の選出は原則立候補とし、全学年・こすもす学級より数名の募集とする。放課後推進委員の人数は全体で5～8名程度とし、委員長・副委員長・会計・庶務・会計監査・書記の役割を担う。
- 立候補多数の場合、みやかみ会世話人と協議し、学年に偏りがないよう調整をおこなう。
- 業務の特殊性と1年では引継ぎにくいという現状を考慮し、任期を2年とする。
(新6年保護者で、役員未経験かつ放課後推進委員の継続でない場合は立候補できないこととする。)

3 兄弟が在籍している場合

- 上の学年を優先で検討する。兄弟で一役を持ち、掛け持ちはできない。
- 双子の場合、一児童につき原則1回の世話人もしくは委員を務める。
- 世話人・委員は、原則として一家庭につき3回務めればよい。但し、学年の人数などによる考慮が必要な場合は学年の総意に一任する。

〈役員選出の注意点〉

1 選出手順

- 原則、放課後推進委員→世話人→委員 の順序で選出をおこなう。
但し、新6年は世話人→委員→卒対委員 の順序で選出をおこなう。

2 【世話人】の選出について

- 各学年1名以上選出し、全学年で6～10名程度とする。

3 【学校サポート委員】の選出について

- 各学年1名以上、こすもす学級からは2名以上選出する。

4 【青少対委員】の選出について

- クラスにつき2名以上を学年全体より選出する。

5 【卒対委員】の選出について

- 新6年の役員選出時に、世話人・委員・放課後推進委員未経験の保護者全員が卒対委員となる。
(こすもす学級は2名以上、他は4名以上、合計6名以上の選出をおこなう。定員に満たない場合は以下の7に基づき選出する。)

6 【放課後子ども教室推進委員】の選出について

- 全校より立候補で数名を募集する。立候補がない場合であってもくじなどによる選出は行わない。

7 【くじによる選出になる場合】

- 学年で世話人・委員の立候補者が出なかった場合、くじによって選出する。
 - ◆ **くじの対象者(世話人・委員)・・・世話人・委員・放課後推進委員経験者を除く、保護者全員**
- 学年で世話人・委員の立候補者が無く、かつ世話人・委員・放課後推進委員の未経験者がいない場合、くじによって世話人・委員を選出する。世話人2年、放課後推進委員、世話人・委員3回経験者は除く。
 - ◆ **くじの対象者(世話人・委員)・・・世話人・放課後推進委員経験者を除く、保護者全員**

〈その他の補足事項〉

1 新1年生の特例

- 新1年生の世話人と各委員は、児童が第一子の場合「世話人代表」「各委員長」「青少対各部長」は免除とする。但し、立候補による場合はそれを妨げない。
- (転入の方がいる場合は、新役員メンバーの総意で考慮し役決めを行う。)

2 こすもす学級の委員

- こすもす学級保護者は、学校サポート委員・卒対委員は必ず決める。(その他の委員へ立候補することも可能。)